

平成20年9月16日
新潟県

島田化学工業は事故米穀を用途を特定せずに加工・販売していました。

1 概要

16日農林水産大臣は、事故米穀の立入調査（8日～14日）実施結果の中間報告をしました。

報告の中で、県内の島田化学工業(株)（長岡市）が用途を特定せずに販売したと公表しました。

2 調査経過

島田化学工業が15年から20年に235.6tの事故米を購入しており、新潟農政事務所と長岡保健所が一斉立入点検調査を実施したところ、このうち、232.2tが用途を特定せずに加工・販売されていたことが確認されました。

3 今後の対応

- 本日、農水省へ本県全体の事故米穀の流通状況を明示するよう要請しているところです。
- 消費者への対応
保健所等に相談窓口を開設しました。

村上保健所	0254-53-3151	南魚沼保健所	025-772-2457
新発田保健所	0254-26-9165	十日町保健所	025-757-2400
新津保健所	0250-22-5171	上越保健所	025-524-6133
三条保健所	0256-36-2360	糸魚川保健所	025-552-1783
長岡保健所	0258-33-4930	佐渡保健所	0259-74-3315
柏崎保健所	0257-22-4165	新潟市保健所	025-226-1569
魚沼保健所	025-792-1145	県生活衛生課	025-280-5205

- 島田化学工業への対応
違反が確定次第、食品衛生法に基づく回収を命令します。
- 出荷先業者への対応
取引や使用の事実を確認→調査結果は判明次第、公表します。

本件についてのお問い合わせ先：

生活衛生課 食の安全・安心推進係 電話 025-280-5205 内線 2674, 2683, 2694

本日の報道対応は、19時00分までとさせていただきます。